

一昨七日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

印刷局特別会計法等の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

産業労働者住宅公社法案（志村茂治君外五十五名提出）

建設委員会に付託

主要農作物種子法の一部を改正する法律案（中馬辰彦君外二十四名提出）

有畜農家創設特別措置法案（寺島隆太郎君外二十四名提出）

森林委員会に付託

同日衆議院から、同院は国家公安委員会に金正米吉君を任命することに同意し、同旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、両議院は国家公安委員に金正米吉君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

○議長（佐藤尚武君） これより本日の会議を開きます。

この際お詫びいたします。労働委員長から、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案の審査に付託され、その審査報告書は都合により附録に掲載

案の審査に資するため、福島県に、野

田卯一君、株式会社、堀眞琴君を本月十三日から十七日までのうち三日間、山口県及び広島県に、安井謙君、原虎

一君、重盛壽治君を今月十三日から五

日間の日程を以て派遣せられたい旨の

要求書が提出されております。委員長

要求の通り議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤尚武君） 御異議ないと認めます。よつて委員長要求の通り議員を派遣することに決しました。

消費生活協同組合資金の貸付に関する法律案

○議長（佐藤尚武君） 日程第一、消費生活協同組合資金の貸付に関する法律案、（内閣提出）

日程第二、厚生福祉社法の一部を改正する法律案、（内閣提出、衆議院送付）

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤尚武君） 御異議ないと認めます。先ず委員長報告を求めます。

〔審査報告書は都合により附録に

消費生活協同組合資金の貸付に関する法律案

する法律案

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年二月二十八日

衆議院議長 大野 卓龍

参議院議長佐藤尚武殿

は、その都道府県に対して、当該貸付金額の二分の一に相当する貸

付資金を貸し付けることができる。

第四条 第二条の規定による国の貸付金

他の協同施設の設備に必要な資

料金の貸付を受けた都道府県は、

消費生活協同組合に對して、同該各号に掲げる資金を貸し付ける場

合には、一組合当たりの貸付の限度加工又は生産のための施設の設

備に必要な資金

三 前各号の施設以外の施設で厚生省令で定めるものの設備に必

要な資金

（四）貸付金の条件

第三条 前条の規定による国の貸付金の利率その他の条件は、左の各号に定めるところによる。

一 利率 年三分

二 貸付期間 七年（償還期間を含む）

三 債権方法 五年元本均等償還

2 前項第二号の償還期間は、貸付をした日から一年間とする。

3 前条の規定による国の貸付金の貸付を受けた都道府県が、貸付金

を貸付の目的以外の目的に使用したとき、償還金の支払を怠つたとき、又は貸付契約の条項に違反したときは、政府は、当該都道府県

省令で定める基準に適合する消費生活協同組合に對して、左の各号

に掲げる資金を貸し付けるとき

一 対して、國の貸付金の全部又は一部の一時償還を請求することが可能である。

（都道府県に対する国の貸付）

第五条 第二条の規定による国の貸付金

一部の賃金を貸し付けることが可能である。

（都道府県の貸付）

第四条 第二条の規定による国の貸付金

他の協同施設の設備に必要な資

料金の貸付を受けた都道府県は、

消費生活協同組合に對して、同該各号に掲げる資金を貸し付ける場

合には、一組合当たりの貸付の限度加工又は生産のための施設の設

備に必要な資金

三 前各号の施設以外の施設で厚生省令で定めるものの設備に必

要な資金

（四）貸付金の条件

第三条 前条の規定による国の貸付金の利率その他の条件は、左の各号に定めるところによる。

一 利率 年三分

二 貸付期間 七年（償還期間を含む）

三 債権方法 五年元本均等償還

2 前項第二号の償還期間は、貸付をした日から一年間とする。

3 前条の規定による国の貸付金の貸付を受けた都道府県が、貸付金

を貸付の目的以外の目的に使用したとき、償還金の支払を怠つたとき、又は貸付契約の条項に違反したときは、政府は、当該都道府県

第五条 第二条の規定による国の貸付金

一部の賃金を貸し付けることが可能である。

（都道府県の貸付）

第四条 第二条の規定による国の貸付金

他の協同施設の設備に必要な資

料金の貸付を受けた都道府県は、

消費生活協同組合に對して、同該各号に掲げる資金を貸し付ける場

合には、一組合当たりの貸付の限度加工又は生産のための施設の設

備に必要な資金

三 前各号の施設以外の施設で厚生省令で定めるものの設備に必

要な資金

（四）貸付金の条件

第三条 前条の規定による国の貸付金の利率その他の条件は、左の各号に定めるところによる。

一 利率 年三分

二 貸付期間 七年（償還期間を含む）

三 債権方法 五年元本均等償還

2 前項第二号の償還期間は、貸付をした日から一年間とする。

3 前条の規定による国の貸付金の貸付を受けた都道府県が、貸付金

を貸付の目的以外の目的に使用したとき、償還金の支払を怠つたとき、又は貸付契約の条項に違反したときは、政府は、当該都道府県

和二十九年法律第
号)の
定めるところにより、都道府
県に資金を貸し付けること。

第十二条中第八号の次に次の
号を加える。

八の二 消費生活協同組合資金
の貸付に関する法律を施行す
ること。

[審査報告書は都合により附録に
掲載]

児童福祉法の一部を改正する法律
案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を修正議決した。

昭和二十八年三月三日
(小字は衆議院修正)

衆議院議長 佐藤尚武殿
参議院議長 佐藤尚武殿

児童福祉法の一部を改正する法律
案

児童福祉法の一部を改正する法律
案

児童福祉法(昭和二十二年法律第
百六十四号)の一部を次のように改
正する。

第五十二条中「第五十条第一号、
第二号、第五号」を「第五十条第五
号」に改める。

第五十三条中「第五十条」を「第五
十一条(第一号から第三号までを除
く。)」に改める。

第五十六条第二項中「市町村長に
おいて、」を「主務大臣又は都道府県
知事が徴収すべき費用については都
道府県知事において、市町村長が徵
収すべき費用については市町村長に
おいて、それぞれ」に改め、同条第
二項を削る。

第五十六条の四を第五十六条の五
とし、第五十六条の三の次に次の一
条を加える。

第五十六条の四 国庫は、第五十条
第二号に規定する児童委員に要す
る費用のうち、厚生大臣の定める
事項に関するものについては、予
算の範囲内で、その一部を補助す
ることができる。

第七十一条中「及び第五十六条第
三項」を削る。

1 この法律は、昭和二十八年四月
一日から施行する。
² 母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭和
二十七年法律第三百五十九号)の一部を次のよ
うに改正する。

第四条第六号中「五百円以内」を「七百円以
内」に改める。

〔藤森真治君登壇、拍手〕

○藤森真治君 只今議題と相成りまし
た消費生活協同組合資金の貸付に關す
る法律案並びに児童福祉法の一部を改
正する法律案の二案につきまして、厚
生委員会における審議の経過及び結果
を御報告申上げます。

先づ消費生活協同組合資金の貸付に
關する法律案について申上げます。

消費生活協同組合法が施行されまし
てから四年余を経過いたしているので
あります。が、組合の重要な仕事であ
るべき国民殊に都市生活者の生活改善
のための事業につきましては、そのた
めの施設の設備資金がないために、未
だ極めて不十分でありますので、国と
都道府県とが協力して、この資金を組
合に貸付けて、事業の健全なる発達を
図るため、本案の提出を見た次第であ
ります。

以上がこの法律案の提案理由並びに
内容の概略であります。が、本委員会に
おきましては、政府当局から提案理由
で一定の限度を設け、その枠内で自
主的に決定し得るようになたしてある
のであります。

道府県が支弁した児童措置費につい
ては、都道府県知事がその認定に當るよ
うにいたしてあるのであります。

以上がこの法律案の提案理由並びに
内容の概略であります。が、本委員会に
おきましては、政府当局から提案理由
及び内容につきまして詳細な説明を取
取してのち、慎重審議をいたし、熱心
なる質疑応答が行われたのであります
が、その詳細は速記録によりまして御
承知願いたいと存じます。かくて討論
省略の上、採決いたしました結果、全
会一致を以て政府原案通り可決すべき
ものと決定いたした次第であります。

二点は、現在、地方財政平衡交付金に
繰入れられておる都道府県児童福祉審
議会に要する費用等の国庫負担に關す
る規定を廃止いたすと共に、新たに、國
庫は、都道府県が支弁する児童委員に
要する費用のうちに別に定めるものに
ついては、その一部を補助し得るよう

協組織による國民生活の合理的改善を
助長しようとするものであります。第二
点は貸付の条件等についてであります
が、國から都道府県に対する貸付金
については、利率三分、貸付期間七
年、うち最初の二年を据置期間として
元本を据置き、償還方法は、利子は毎
年払とし、元本は据置期間経過後五年
均等年賦還とあるのであります。

が、この制度の下では、費用の支弁主
体と認定機関が異なつておりますの
で、その微弱事務に煩雑を極める等、
者負担能力に応じて徴収する場合
に、その負担能力に関する認定はすべ
て市町村長が当つていたのであります
ち、從来は、國庫又は都道府県が支弁
した児童措置費を本人やその扶養義務

措置費の負担能力に関する認定機関を
調整しようとするものであります。即
ち、國庫又は都道府県が支弁
した児童措置費を本人やその扶養義務

負担能力に応じて徴収する場合
に、その負担能力に関する認定はすべ
て市町村長が当つていたのであります
が、この制度の下では、費用の支弁主
体と認定機関が異なつておりますの
で、その微弱事務に煩雑を極める等、
者負担能力に応じて徴収する場合
に、その負担能力に関する認定はすべ
て市町村長が当つていたのであります
ち、從来は、國庫又は都道府県が支弁
した児童措置費を本人やその扶養義務

の共同利用施設の設備に要する資金を
活協同組合の共同洗濯所、共同浴場等
の共同利用施設の設備に要する資金を
賃付けた際、その半額を國から都道府
県に対して貸付けることによつて、生
ります。

次にこの法律案の要点を御説明申上
げますと、第一点は、都道府県が、
厚生省令で定める基準に達する消費生
活協同組合の共同洗濯所、共同浴場等
の共同利用施設の設備に要する資金を
賃付けた際、その半額を國から都道府
県に対して貸付けることによつて、生
ります。

次に児童福祉法の一部を改正する法
律案について申上げます。

今回改正せんとする第一点は、児童
にいたそとをするものであります。

昭和二十八年三月三日

1 計法第十八条の二の規定は、昭和二十八年度の予算から適用する。

○議長(佐藤尚武君) 日程第三、国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案、

衆議院議長 大野 伴陸

すが、衆議院におきましては政府原案を一部修正の上可決されたのであります。

即ち、附則中に一項を追加して、母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭和二十七年法律第三百五十号)第四条第六号中の高等学校就学者に対する修学資金の貸付額「五百円以内」を「七百円以内」に改めた点であります。

本委員会におきましては、政府当局より法案の内容及び衆議院における修正点について詳細に説明を聽取いたしましてから、慎重に審議いたしましたところ、今回の改正措置並びに衆議院における修正は適切妥当な措置と認めましたので、格別質疑も行われず、討論も省略して採決いたしました結果、原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

日程第四、開拓者資金金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一

般会計からする繰入金に関する法律案、

日程第五、漁船再保險特別会計における漁船再保險事業について生じた損失を補てんするための一

般会計からする繰入金に関する法律案、

失を補てんするための一

般会計からする繰入金に関する法律案、

正直に賃金の財源に充てるための一

般会計からする繰入金に関する法律案、

以上四案を一括して議題とするこ

とに御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めま

す。大蔵委員長中川以良君。

以上簡単に御報告申上げます。

(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

日程第六、解散団体財産収入金特別会計法を廃止する法律案、いづれも内閣提出、衆議院送付)

以上四案を一括して議題とするこ

とに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めま

す。大蔵委員長中川以良君。

以上簡単に御報告申上げます。

(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もな

ければ、これより両案の採決をいたし

ます。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めま

す。よつて両案は可決せられました。

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

1 この法律は、公布の日から施行

し、改正後の国有林野事業特別会

附 則

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案

第十八条の二 受託治山事業及びその附帯業務に従事する職員についての給与その他の経費の財源に充てるため、予算の定めるところにより、一般会計は、この会計に繰入金をすることができる。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

開拓者資金金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一

般会計からする繰入金に関する法律案

第十八条の次に次の一条を加える。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

参議院議長佐藤尚武殿

昭和二十八年三月三日

衆議院議長 大野 伴陸

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

開拓者資金金融通特別会計における漁船再保險特別会計について生じた損失を補てんするための一

般会計からする繰入金に関する法律案

この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

漁船再保險特別会計における漁船再保險事業について生じた損失を補てんするための一

般会計からする繰入金に関する法律案

この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

開拓者資金金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一

般会計からする繰入金に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

1 この法律は、公布の日から施行

し、改正後の国有林野事業特別会

附 則

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

開拓者資金金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一

般会計からする繰入金に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

一般会計からする繰入金に関する法律

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日開拓者資金融通特別会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

2 政府は、前項の規定による繰入金に充てるため、昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号ロ中「及び

公共企業体等労働関係法(昭和二十二年法律第六号)第一条の規定により貸し付けた貸付金の財源に充てるため、昭和二十八年度において、一般会計から、十七億二千五百四十五万三千円を限り、開拓者資金金融通特別会計に繰り入れることができる」と削る。

2 政府は、開拓者資金金融通法(昭和二十二年法律第六号)第一條の規定により貸し付けた貸付金の財源に充てるため、昭和二十八年度において、一般会計から、十七億二千五百四十五万三千円を限り、開拓者資金金融通特別会計に繰り入れることができる。

2 政府は、開拓者資金金融通法(昭和二十二年法律第六号)第一條の規定により貸し付けた貸付金の財源に充てるため、昭和二十八年度において、一般会計から、十七億二千五百四十五万三千円を限り、開拓者資金金融通特別会計に繰り入れることができる。

よつて国会法第八十三条により送付

卷之三

衆議院議長 大野 伴陸

參謀院議長佐藤尚武殿

漁船再保険特別会計における漁船

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

収入金特別会計に属する資産（現金及び昭和二十七年度分の収入金等に係る権利を除く。）及び負債（昭和二十七年度中に支払義務の生じた支出金でこの法律施行前に支出を除く。）は、この法律施行の際、

從来、林野庁における政府直轄の民有林野の治山事業は、一般会計の所屬職員が行なつてゐるのですが、その事業は、国有林野の治山事業と、その性質、労務、技術等において共通でありますので、この際、両者を併せて国有林野事業として行わせることとし、これに伴ひ、民有林野の治山事業は、開拓者資金融通特別会計で経理いたしております、その貸付金の財源は、この会計の負担による公債の発行又は借入金によることとなつておりますが、御承知の通り、從来一般会計から出は、開拓者資金融通特別会計で経理いたしております、その貸付金の財源は、この会計の負担による公債の発行又は借入金によることとなつておりますが、御承知の通り、從来一般会計から

者に対する資金の貸付に関する歳入歳出は、開拓者資金融通特別会計で經理いたしております。その貸付金の財源は、この会計の負担による公債の発行又は借入金によることとなつておりますが、御承知の通り、從来一般会計からの繰入金を以て充てる措置がとられて参つたのであります。

る緑入金に関する法律案

沙羅草隱居錄

失を補てんするための一般会計

からする課入金に関する法律

政府は、漁船損害補償法（昭和二

十七年法律第二十八号) 第二条第二

卷之二十一

項に規定する特殊保険事故の異常な

先生により生じた損失を補てんする

ため、昭和二十八年度において、一

般会計から五千万円を限り、漁船

十仲體體體體體體體體體體體。

附則

この法律は、昭和二十八年四月二

日から施行する。

報 (号外)

(号) 報官外

本案は、漁船損害補償法の規定によ
る特殊保険について、昭和二十七年度
における拿捕留等の保険事故が異常
に発生いたしましたために、漁船再保
険特別会計の特殊保険勘定における再
保険金の支払が著しく増加いたし、そ
の支払財源に不足を生しましたので、そ
の事故の性質に鑑みまして、昭和二十
八年度において五千万円を限り一般会
計からの繰入金を以て補填しようとす
るものであります。

本案は、質疑の後、討論採決の結
果、全会一致を以て原案通り可決すべ
きものと決定いたした次第であります。

最後に解散団体財産収入金特別会計
法を廃止する法律案について申上げま
す。

解散団体財産収入金特別会計は、旧
解散団体の財産の管理及び処分等に關
する政令第三条の規定によりて、国庫
に帰属した財産に関する収入金の經理
を明確にいたしますために、昭和二十
五年度に設置されたのであります。が、
昨年七月、団体等規正令が廃止される
と共に、国庫に帰属した財産の管理及

び処分の現状からいたしまして、一般
会計を区分して經理する必要はなくな
りましたので、昭和二十七年度限りこ
の特別会計を廃止し、資産及び負債に
つきましては一般会計に帰属せしめる
こといたしますと共に、その引継ぎ
の時期等について所要の規定をしよう
とするものであります。

本案は、質疑の後、討論採決の結
果、全会一致を以て原案通り可決すべ
きものと決定いたした次第であります。
以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もな
ければ、これより四案の採決をいたし
ます。四案全部を問題に供します。四
案に賛成の諸君の起立を求めます。

[養成者起立]

一、日程第五 漁船再保険特別会計
における漁船再保険事業について
生じた損失を補てんするための一
般会計からする繰入金に関する法
律案

一、日程第六 解散団体財産収入金
特別会計法を廃止する法律案

出席者は左の通り。

本日の議事日程はこれにて終了いた
しました。次会の議事日程は決定次第公
報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時十五分散会

議員
伊達源一郎君
高橋 道男君
高田 實君
上原 正吉君
國 伊能君

○本日の会議に付した事件

一、議員派遣の件

一、日程第一 消費生活協同組合資
金の貸付に関する法律案

一、日程第二 国有林野事業特別会
計法の一部を改正する法律案

一、日程第三 国有林野事業特別会
計法の一部を改正する法律案

一、日程第四 開拓者資金金融通特別
会計において貸付金の財源に充て
るため的一般会計からする繰入金
に関する法律案

一、日程第五 漁船再保険特別会計
における漁船再保険事業について
生じた損失を補てんするための一
般会計からする繰入金に関する法
律案

一、日程第六 解散団体財産収入金
特別会計法を廃止する法律案

一、日程第七 漁船損害補償法の一部
を改正する法律案

一、日程第八 国有林野事業特別会
計法の一部を改正する法律案

一、日程第九 漁船損害補償法の一部
を改正する法律案

一、日程第十 漁船損害補償法の一部
を改正する法律案

一、日程第十一 漁船損害補償法の一部
を改正する法律案

一、日程第十二 漁船損害補償法の一部
を改正する法律案

一、日程第十三 漁船損害補償法の一部
を改正する法律案

一、日程第十四 漁船損害補償法の一部
を改正する法律案

一、日程第十五 漁船損害補償法の一部
を改正する法律案

一、日程第十六 漁船損害補償法の一部
を改正する法律案

一、日程第十七 漁船損害補償法の一部
を改正する法律案

一、日程第十八 漁船損害補償法の一部
を改正する法律案

島村 軍次君	杉山 昌作君	池田宇右衛門君	愛知 梅一君
河井 謙八君	加賀 操君	鈴木 栄一君	木内 四郎君
岡部 常君	赤澤 輿仁君	梅原 真蔵君	西郷吉之助君
赤木 正雄君	村上 義一君	小野 義夫君	前之園喜一郎君
三浦 卓雄君	早川 慶一君	泉山 三六君	石坂 豊一君
宮城タマヨ君	常岡 一郎君	中川 幸平君	九鬼紋十郎君
麻森 真治君	岡崎 真一君	駒井 薫平君	成瀬 威治君
波多野林一君	小林 政夫君	梅津 錦一君	高田なほ子君
小宮山常吉君	岡田 信次君	三輪 貞治君	高橋繁夫君
岡崎 真一君	加藤 武蔵君	小泉 秀吉君	梅津 錦一君
岡崎 真一君	植竹 春彦君	若木 勝蔵君	矢崎 三義君
小杉 繁安君	石川 荣一君	小林 亦治君	三橋 八次郎君
大谷 謙潤君	羽生 三七君	千葉 信君	
深水 六郎君	相馬 助治君	栗山 良夫君	
仁田 竹一君	小林 英三君	上條 愛一君	
草葉 隆圓君	川村 松助君	須藤 五郎君	
黒田 英雄君	寺尾 豊君	岩間 正男君	
仁田 竹一君	山田 佐一君	千田 正君	
小林 英三君	小串 清一君	野田 卑一君	
川村 松助君	重宗 雄二君	太藏君	
寺尾 豊君	大野木秀次郎君	入交	
山田 佐一君	西川甚五郎君	西川甚五郎君	
千田 正君	太藏君	石村 幸作君	
		秋山俊一郎君	
		長谷山行毅君	
		油井賢太郎君	
		安井 譲君	
		平林 太一君	
		一松 定吉君	
		櫻内 晴郎君	
		谷口勝三郎君	
		大隈 信幸君	

國務大臣

國務大臣 大野木秀次郎君

政府委員

大藏政務次官 愛知 梅一君

厚生省社會局長 安田 嶽君

厚生省兒童局長 高田 正口君

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価一部十五円

(面額共)

発行所

東京都新宿区市谷本町一五
大藏省印刷局
電話九段一四七一五元
郵便番号一九〇〇〇〇
官報課